

2 避難所の指定

避難所の種類

区が設置する避難所の種類は、目的別に「一次避難所」「二次避難所」「福祉避難所」の3種類とし、それぞれの設置目的・開設時期・対象者・使用施設については、下表のとおりとする。

区分	一次避難所	二次避難所	福祉避難所
開設時期	発災後直ちに	発災後速やかに	発災後直ちに
対象者	<p>居住者 在勤・在学者 外出中に帰宅が困難になった者 上記のほか区内に滞在する者 在勤・在学者は、所属する事業所・学校に避難することを基本とする</p>	<p>次に該当する者を優先的に避難させる。 要介護1から3に認定されている区内の在宅高齢者 障がい者（身体障害者手帳3級～7級） 妊産婦、乳児 上記からの保護者又は支援者（家族等） 支援者は、原則として、対象者1人に対し1人とする</p>	<p>要介護4から5に認定されている区内の在宅高齢者 障がい者（身体障害者手帳1級・2級、知的障がい者、精神障がい者） 上記及びの支援者（家族等） 支援者は、原則として、対象者1人に対し1人とする</p>
使用施設	<p>区立小中学校 生涯学習・教育センター 都立学校(別表第1及び第2のとおり)</p>	<p>ひろば館 ふれあい館 ゆいの森あらかわ(対象者のみ)</p>	<p>高齢者施設(入所・通所) 障がい者施設等(入所・通所)</p>
指定基準 及び その他	<p>耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等を利用する。 受け入れる被災者数は、お概ね居室 3.3 m²あたり2人とする</p>	<p>避難対象者の規模や状況を踏まえ、必要に応じて一次避難所に指定する施設以外の区施設を指定する。</p>	<p>使用施設のうち、通所施設については、発災後、原則として、サービス提供を休止し、当該施設やマンパワーを福祉避難所の開設運営に活用する。なお、通所施設で発災時に利用者がいた場合は利用者の安全確保を優先する。</p>

運営基準の適用

一次避難所

本運営基準を適用する。

二次避難所

対象者や施設の特性を踏まえ、本運営基準を準用する。

福祉避難所

対象者や施設の特性を踏まえ、本運営基準を準用する。